信州パーキング・パーミット制度

~ 障がい者等用駐車場利用証の交付を受けられた皆様へ ~

利用証の交付にあたり、制度の概要や使用方法、注意点などをお知らせしますので、ご理解いただいた上で使用していただきますようお願いします。

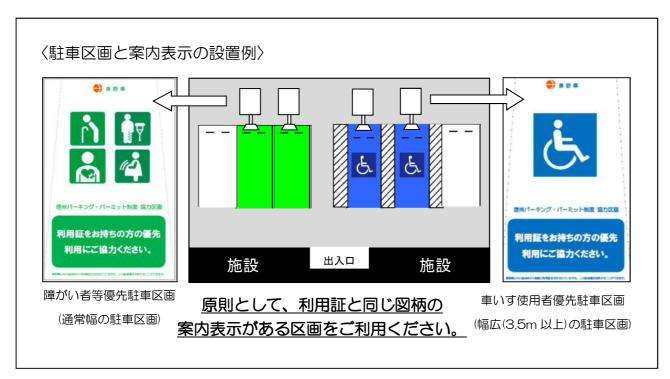
1 制度の概要

この制度は、身体障がい者など歩行が困難な方からの申請に基づき、県が県内共通の利用証を交付することにより、様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画の円滑な利用を図るもので、県民の皆様のご理解とご協力に基づく制度です。

2 利用できる駐車区画について

「信州パーキング・パーミット制度 協力区画」の案内表示がある協力施設の駐車区画で利用できます。

協力施設の情報は、県のホームページで確認することができます。



3 利用証の掲示について

利用証は、ルームミラーやダッシュボードなどに掲示していただき、自動車の前方から確認できるようにしてください。

※利用証をルームミラーにかけたまま走行するのは危険ですので、絶対にしないでください。



4 使用上の注意点

- (1) この利用証は、申請者本人が運転または同乗する自動車を「信州パーキング・パーミット制度 協力区画」に駐車する場合に使用できます。他人に譲渡、貸与することはできません。
- (2)目的外の使用が明らかになった場合には、利用証を返却して頂くことがあります。
- (3) 利用証があっても、必ず駐車できることを保証するものではありません。
- (4)介助者がいるときは、乗降時以外は一般駐車区画へ移動させる等、対象者本人が運転される場合に駐車が可能なよう、ご協力をお願いします。
- (5) 有効期間満了や障がいの軽減などで、利用証が不要になったときは、申請窓口に返却するかご自分で破棄してください。
- (6)障がい者等用駐車区画を長時間占有する、1台で2区画にまたがって利用する等の 事例が報告されております。制度の主旨を御理解いただき、適正な利用のご協力をお 願いします。

5 利用証の有効期限について

利用証には有効期限が明記されていますので、必ずご確認ください。 有効期限の延長が必要な方は、忘れずに更新の申請を行ってください。 (お住まいの市町村で更新が可能です。)

※更新窓口はこちらから確認をお願いします。



6 他県での利用について

本県と同様の制度がある自治体では、長野県の利用証を掲示することで、各自治体の協力施設の駐車区画を利用することができます。

※利用証の相互利用が可能な自治体41府県1市(令和6年9月現在)

秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、横浜市

7 問合せ先

長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7114